

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成26年1月21日(火)

## 3. 実施予定期日

認可後、平成26年4月1日(火)から実施。

## 4. 概要

平成26年度以降の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

## II 主な変更内容

### 1. 平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の概要

加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成26年度から28年度までの3年間について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。今回の改定案における光信号端末回線伝送機能(以下「シングルスター方式」という。)及び光信号主端末回線伝送機能(以下「シェアドアクセス方式」という。)に係る平成26年度以降の接続料は、以下のとおりである。

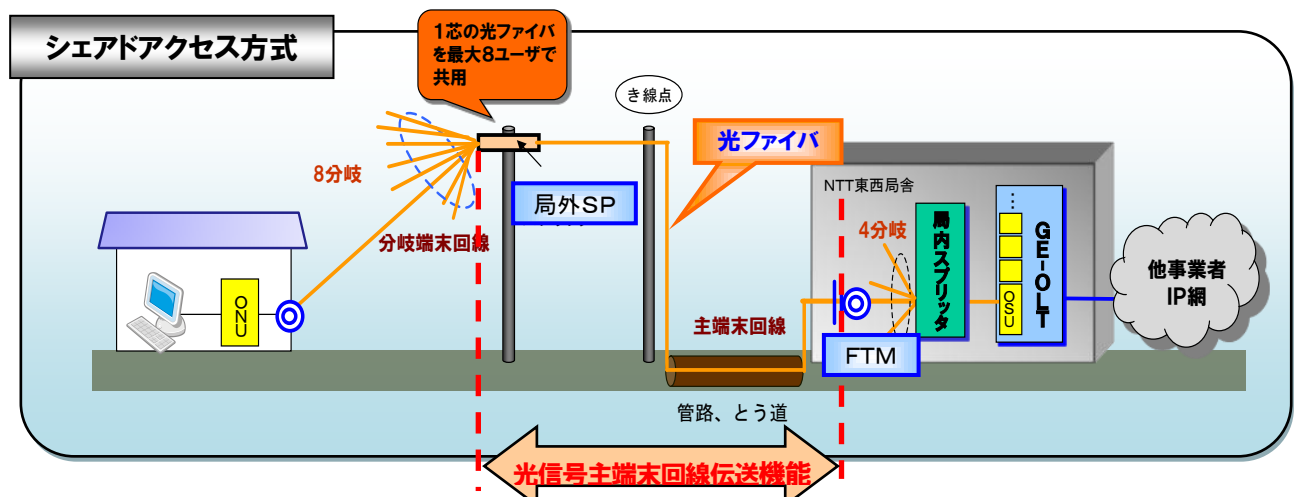
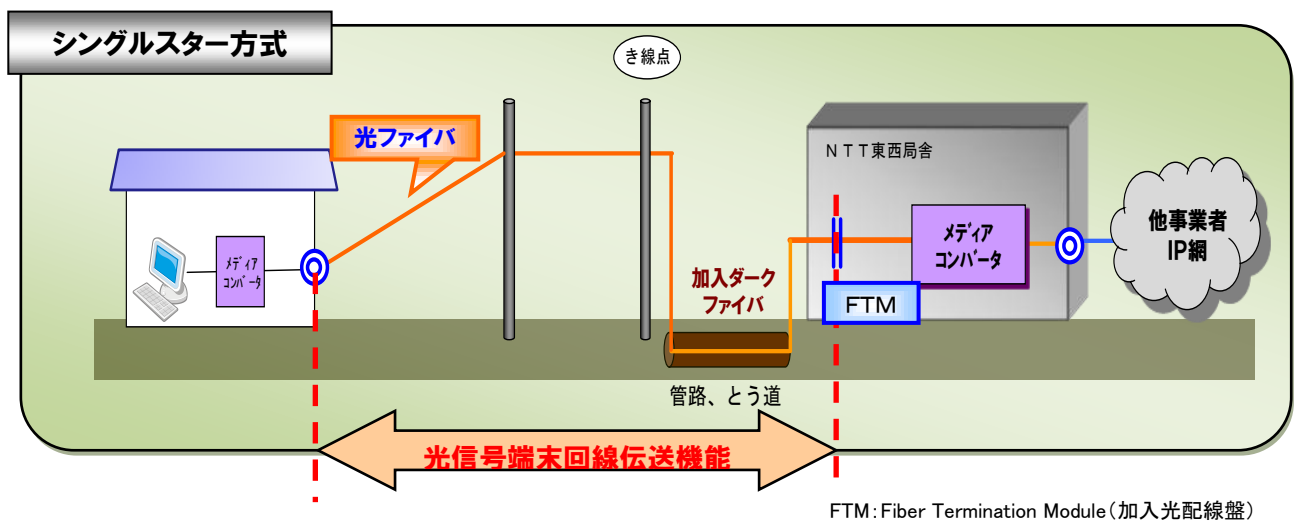
(タイプ1-1)<sup>※3</sup>

	NTT 東日本				NTT 西日本			
	改定案			現行 接続料 <sup>※2</sup>	改定案			現行 接続料 <sup>※2</sup>
	26年度	27年度	28年度		26年度	27年度	28年度	
シングルスター方式 <sup>※1</sup>	3,159円 (▲44円)	3,115円 (▲44円)	3,072円 (▲43円)	3,203円	3,206円 (▲14円)	3,192円 (▲14円)	3,178円 (▲14円)	3,220円
シェアドアクセス方式 <sup>※1</sup>	2,809円 (▲26円)	2,783円 (▲26円)	2,756円 (▲27円)	2,835円	2,847円 (▲35円)	2,812円 (▲35円)	2,777円 (▲35円)	2,882円

※1 ( )内の数字は、前年度接続料に対する減少額。

※2 現行接続料に含まれる局外スプリッタの料金は、平成25年度のもの。

※3 平日・昼間帯故障修理の場合。



## 2. 加入光ファイバ接続料の算定

### 【算定方法の概要】

本件申請において、加入光ファイバ接続料(シングルスター方式及びシェアドアクセス方式)は、①光ファイバ、②FTM(加入光配線盤)、③加算料の3つの要素から構成され、

(1)上記①から③までのそれぞれについて需要と費用の予測値等から1芯当たりの単価を算定し、これらを合計した額

に、現行接続料認可の際に特例的に認められている

(2)平成24年度及び平成25年度に生じた(生じる見込みの)乖離額の調整(NTT東日本における災害特別損失の接続料原価への算入を含む)

を行い、最後に「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月。以下「メタル検討会報告書」という。)を踏まえ

(3)メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置を講じた上で、接続料を設定している。

### (1)光ファイバ及びFTMの1芯当たり単価並びに加算料の算定の考え方

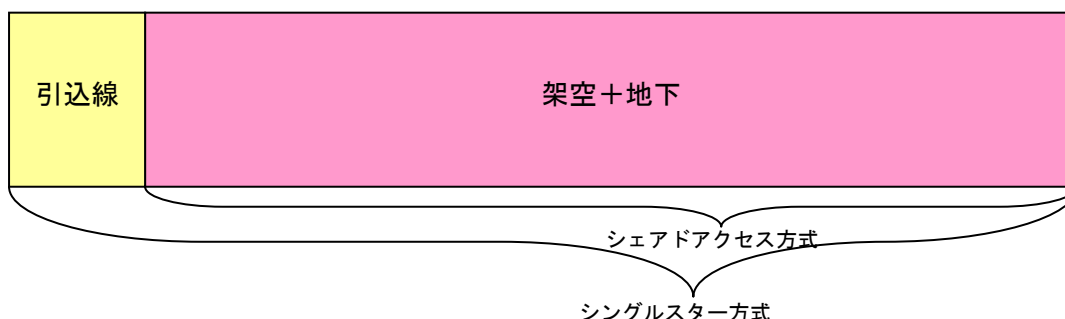
#### 1)光ファイバ及びFTMの1芯当たり単価の算定の考え方

光ファイバの1芯当たり単価は、シングルスター方式とシェアドアクセス方式でそれぞれ以下の考え方により算定している。

・シングルスター方式の単価は、NTT東西の局舎から利用者宅までの光ファイバのコストを需要(光ファイバの総芯線数)で除して算定している。

・シェアドアクセス方式の単価は、NTT東西の局舎から局外スプリッタまでの光ファイバのコストを需要(光ファイバの総芯線数)で除して算定している。

(参考) 光ファイバの単価算定に用いるコスト



また、FTMの1芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、FTMに係るコストをFTMを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定している。

#### ア. 需要予測

需要については、①フレッツ光需要、②ダークファイバ需要、③専用線等需要、の3種類に分け

て予測を立てた上で、それぞれの需要に対応する光ファイバ芯線数について予測を行っており、それぞれの考え方は次のとおり。

### ①フレッツ光

フレッツ光の契約数について、NTT東日本、NTT西日本ともに平成25年度事業計画と同数の毎年度50万契約の純増と予測している。

フレッツ光・ファミリータイプ(シェアアクセス方式に相当)については、8ユーザまでごとに1芯を使用するものとし、各年度末の予測契約数に対し必要な光ファイバ芯線数を算出している。

一方、フレッツ光・マンションタイプ(シングルスター方式に相当)については、新たにNTT東西の光ファイバを引込むマンションの棟数を予測し、その規模等に応じて8、16、32ユーザまでごとに1芯を使用するものとして必要な光ファイバ芯線数を算出している。

#### ■フレッツ光年度末契約数

(単位:万契約)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT 東日本	年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
	純増数	40	50	50	50	50
NTT 西日本	年度末契約数	755	805	855	905	955
	純増数	34	50	50	50	50

### ②ダークファイバ

シングルスター方式については、Wi-Fi や LTE の普及拡大に伴う需要の増加が今後更に拡大するものと想定して年度ごとの芯線数を予測している。

(参考) シングルスター方式における芯線数予測のイメージ (N年度以降を予測する場合)

	N-3年度	N-2年度	N-1年度	N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度
芯線数	52	60	80	100	127	161	202
純増数	6	8	20	20	27	34	41

※ N年度の芯線数の純増数を過去3年間の最大の純増数(N-1年度の対前年純増数(上記イメージでは20))とし、N+1年度以降は、N年度の純増数に過去3年間の純増数の差分の平均値(上記イメージでは7)を加えた芯線数が増加するものと予測している。

また、シェアアクセス方式については、FTTHサービス市場の成長は鈍化しているものの、新規参入事業者や既存事業者のエリア拡大の動向を踏まえ、今後もこれまでと同様に需要が拡大するものと想定して算出している。

#### ■既存参入事業者の利用分

平成26年度から平成28年度までの間、平成25年度上期実績純増数の2倍ずつ純増していくものとし、これに加えて、当該事業者のエリア拡大が具体的に予定されているものについては、当該エリア拡大の計画値を踏まえて芯線数を算出している。

#### ■新規参入事業者の利用分

平成25年度における分岐端末回線の利用申込数を平成26年度から平成28年度まで用い、既存事業者の過去のエリア拡大時の契約数等を踏まえて芯線数を算出している。

### ③専用線等

平成26年度以降の芯線数は、平成24年度の対前年減少率（NTT東日本：▲4.8%、NTT西日本：▲7.4%）と同じだけ芯線数が減少するものと予想している。

■光ファイバ及びFTMの1芯当たり単価の算定に用いる需要（総芯線数）（単位：千芯）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
NTT 東日本	①フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780	
	②ダークファイバ	504	651	769	889	1,018	
		シングルスター方式	391	443	498	561	630
		シェアアクセス方式	113	208	271	328	388
	③専用線等	140 (142)	133 (135)	127 (129)	121 (123)	115 (117)	
	合計	3,135 (3,137)	3,405 (3,407)	3,590 (3,592)	3,746 (3,748)	3,913 (3,915)	
NTT 西日本	① フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653	
	②ダークファイバ	376	473	558	653	746	
		シングルスター方式	311	354	398	446	496
		シェアアクセス方式	65	119	160	207	250
	③専用線等	102 (104)	94 (96)	87 (89)	81 (83)	75 (77)	
	合計	2,654 (2,656)	2,895 (2,897)	3,119 (3,121)	3,301 (3,303)	3,474 (3,476)	

※（ ）内は、FTM分の接続料算定に用いる芯線数。FTMは、加入光ファイバを使用しないISM折り返し接続機能でも使用しており、その芯線数が含まれる。

### イ. 光ファイバ及びFTMの設備コストの予測

本件申請における光ファイバ及びFTMのコストは、平成24年度の接続会計における費用をベースに、フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成28年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で算定したものである。

また、光ファイバのコストのうち、シェアアクセス方式に係るものについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線以外の部分を算定したものである。

なお、光ファイバのコストの算定に用いる耐用年数は、現行接続料算定と同様、架空光ケーブルで15年、地下光ケーブルで21年となっている。

■光ファイバの設備コスト（シングルスター方式）（単位：百万円）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	接続料原価 <sub>※1</sub> <sub>※2</sub>	126,281	132,706	134,129	133,708	133,916

NTT西日本	接続料原価※1 ※2	113,136	119,559	121,545	122,394	123,570
--------	------------	---------	---------	---------	---------	---------

※1 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計値。

※2 施設設置負担加算料(下記 2))で算定したものを除いたもの。

■光ファイバの設備コスト(シェアドアクセス方式) (単位:百万円)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	接続料原価※1 ※2	108,827	114,442	115,888	115,700	116,193
NTT西日本	接続料原価※1 ※2	97,019	102,439	103,843	104,337	105,268

※1 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計値。

※2 施設設置負担加算料(下記 2))で算定したものを除いたもの。

■FTMの設備コスト(シングルスター方式及びシェアドアクセス方式) (単位:百万円)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	接続料原価※	4,554	4,014	3,571	3,229	2,992
NTT西日本	接続料原価※	3,188	3,235	3,054	2,779	2,567

※ 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計値。

(参考1) 算定の前提としたエリアカバー率※

	24年度末実績	25年度末見込	26年度末見込	27年度末見込	28年度末見込
NTT東西計	93.1%	94.8%	95.4%	96.2%	96.7%

※ エリアカバー率は、全加入電話契約数に対するフレッツ光エリア内の加入電話契約数の比率に基づき推計。

(参考2) 予測期間における利用芯線の割合※

	24年度末実績	25年度末見込	26年度末見込	27年度末見込	28年度末見込
NTT東日本	51.9%	54.5%	56.2%	58.1%	60.1%
NTT西日本	53.1%	55.2%	56.2%	57.5%	58.6%

※NTTビルからの局出し区間におけるもの。保守用芯線も利用芯線として計算。

(参考3) 予測期間における1芯当たり契約数※

	24年度末実績	25年度末見込	26年度末見込	27年度末見込	28年度末見込
NTT東日本	3.5契約	3.6契約	3.8契約	4.0契約	4.1契約
NTT西日本	3.0契約	3.0契約	3.1契約	3.3契約	3.4契約

※フレッツ光ファミリータイプ(シェアドアクセス方式)に係るもの。

## 2)施設設置負担加算料の算定

NTT東西のサービスには、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス(INS1500、高速デジタル等)と、支払わないサービス(フレッツ光等)とがあり、施設設置負担金を一括して支

払わないサービスでは、月額の利用料に施設設置負担金相当額が加算されている。

加入光ファイバ接続料の算定に当たり、接続料原価に施設設置負担金相当額が含まれていると、契約時に一括して施設設置負担金を支払ったサービスについて、既に支払った施設設置負担金相当額を二重に負担することになるため、これを回避する観点から、まずは全てのサービスにおいて施設設置負担金を一括して支払われたものとみなして光ファイバの接続料原価を算定し、その上で施設設置負担金を一括して支払わないサービスについて「施設設置負担加算料」を接続料単価に加えることで、最終的な接続料を設定している。

また、シェアドアクセス方式における施設設置負担加算料は、シングルスター方式で用いる施設設置負担加算料(東:158円(平成26年度)又は156円(平成27年度及び平成28年度)、西:152円)に、シングルスター方式の接続料原価(光ファイバ分)に占めるシェアドアクセス方式の接続料原価(光ファイバ分)の年度ごとの割合を乗じて算定している。

### ■シングルスター方式における施設設置負担加算料<sup>※1</sup>

	NTT東日本	NTT西日本
①施設設置負担金(回線)	51,000 円	51,000 円
②平均償却年数 <sup>※2</sup>	17.4 年	17.5 年
③減価償却費(①/②)	2,931 円	2,914 円
④自己資本費用等 <sup>※3</sup>	846 円	738 円
⑤施設設置負担加算料(芯線・月)((③+④)/12/2)	158 円	152 円

※1 数値は平成26年度における乖離額調整前のもの。

※2 平均償却年数は、圧縮記帳対象設備の平均償却期間(平成24年度実績)。

※3 自己資本費用、他人資本費用、利益対応税の合計値。

## 3)1芯当たり単価

上記1)及び2)を踏まえた光ファイバ等の1芯当たり単価は以下のとおりである。

### ■シングルスター方式における1芯当たり単価<sup>※1</sup>

	平成25年度 <sup>※2</sup>	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>NTT東日本</b>				
1芯当たり単価	3,380 円	3,354 円	3,202 円	3,072 円
光ファイバ	3,093 円	3,113 円	2,974 円	2,852 円
FTM	117 円	83 円	72 円	64 円
施設設置負担加算料	170 円	158 円	156 円	156 円
<b>NTT西日本</b>				
1芯当たり単価	3,426 円	3,481 円	3,312 円	3,178 円
光ファイバ	3,169 円	3,247 円	3,090 円	2,964 円
FTM	94 円	82 円	70 円	62 円
施設設置負担加算料	163 円	152 円	152 円	152 円

※1 シェアドアクセス方式における1芯当たり単価は13頁参照。

※2 平成25年度の数値は、現行接続料算定(平成23年認可申請)の際の予測値。

## (2)現行接続料算定期間において生じた乖離額の調整

接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第12条の2第1項においては、将来原価方式における調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額の接続料原価への

算入は原則として認められていない。しかし、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料については、特例的に乖離額調整を行うこととされている。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」について翌々年度以降の接続料原価に算入するものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものである。

本件申請においては、平成24年度実績に基づく乖離額を平成26年度接続料において、平成25年度見込みに基づく乖離額を平成27年度接続料においてそれぞれ調整を行うこととしている。

また、NTT東日本については、平成24年度に計上された特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持管理・運営に係るものについて、接続料原価に算入(乖離額調整の際に用いる平成24年度の実績費用に算入)している。

なお、光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)では、光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)で算定した乖離額のうち、主回線部分、FTM 及び施設設置負担加算料に係る乖離額を加算することとしている。

#### ■平成26年度接続料及び平成27年度接続料で調整を行う乖離額

		26年度調整分 (24年度実績乖離額)		27年度調整分 (25年度予測乖離額)		総額
		シングルスター方式	シェアドアクセス方式	シングルスター方式	シェアドアクセス方式	
NTT 東日本	乖離額	7.49 億円	8.24 億円	20.81 億円	23.52 億円	60.06 億円
	1 芯当たり乖離額	40 円	34 円	108 円	92 円	
	うち災害特別 損失影響額	30 円	26 円	—	—	
NTT 西日本	乖離額	▲0.87 億円	▲1.58 億円	29.67 億円	47.87 億円	75.09 億円
	1 芯当たり乖離額	▲7 円	▲7 円	213 円	186 円	

### (3)メタル回線と光ファイバとの配賦方法の見直しに関する激変緩和措置

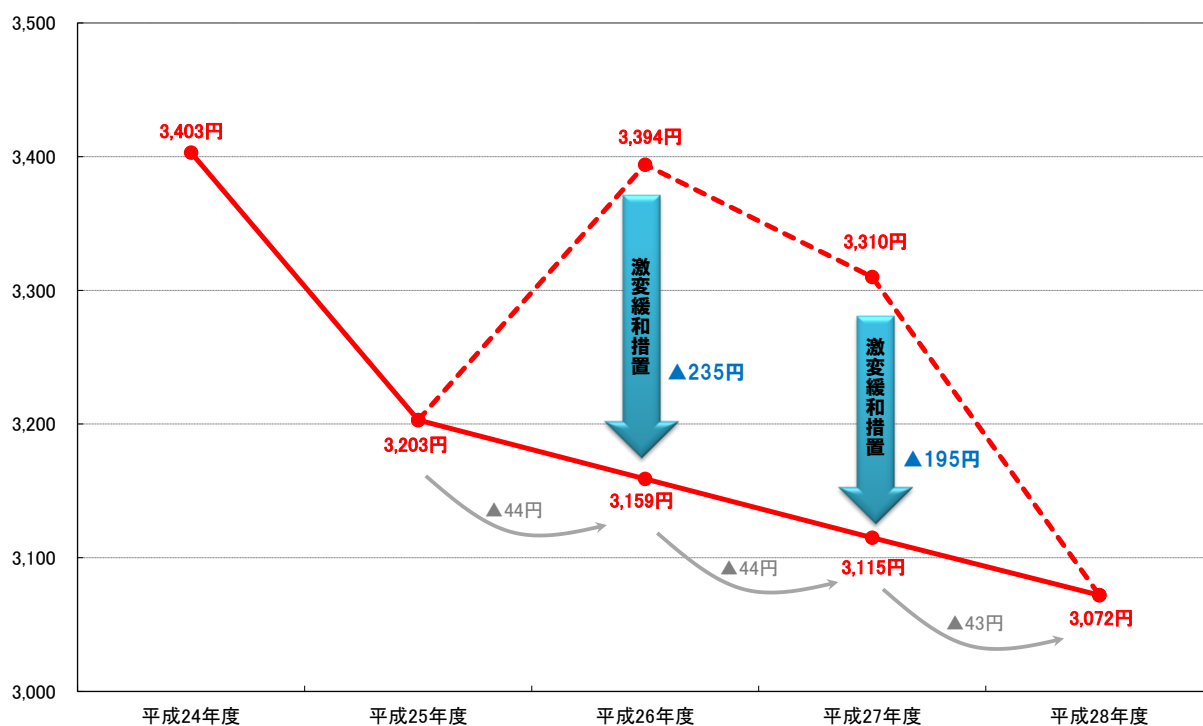
メタル検討会報告書を受け、NTT東西は、施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法に関し、平成24年度に電柱等・土木設備に係る施設保全費等の配賦方法の見直しを、また、平成25年度にはケーブル保守に係る施設保全費の配賦方法の見直しを実施している。本件申請においては、上記配賦方法見直し後の費用を基に年度ごとの加入光ファイバ接続料が算定されている。

また、メタル検討会報告書では、配賦方法の見直しが加入光ファイバ接続料を大幅に上昇させる効果を有することから、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する等の影響緩和措置を講ずることが提言されている。

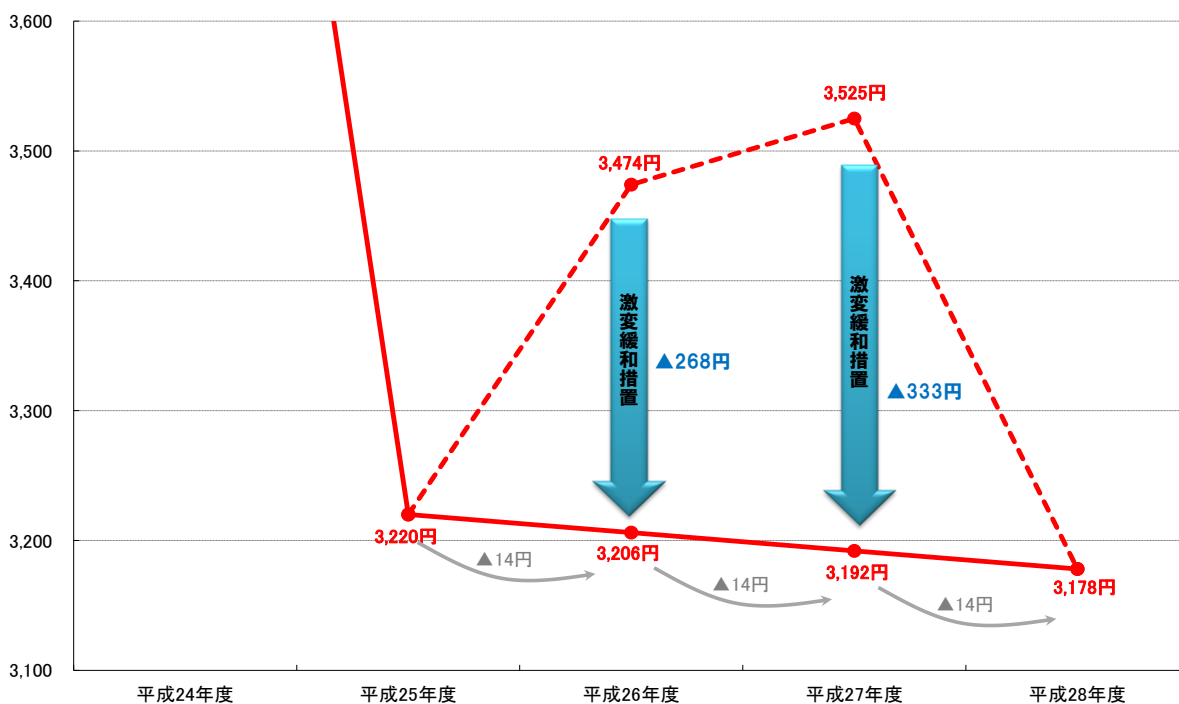
本件申請においては、この提言を踏まえ、平成25年度の適用接続料と、上記1)及び2)により算出された平成28年度の接続料単金を基にして、平成26年度から平成28年度までの間、接続料が毎年度ほぼ同額ずつ低廉化するよう、平成26年度と平成27年度の接続料について激変緩和措置が講じられている。



■NTT東日本の激変緩和措置(シングルスター方式)



■NTT西日本の激変緩和措置(シングルスター方式)



※NTT西日本の平成24年度接続料は4,357円

#### (4)接続料の算定

上記(1)から(3)までを踏まえ、シングルスター方式及びシェアアクセス方式の接続料は以下のとおり算定されている。

##### ■シングルスター方式の接続料<sup>※1※2</sup>

(タイプ1-1)

	平成25年度 <sup>※3</sup>	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>NTT東日本</b>				
1芯当たり単価 <sup>※4</sup>	3,380 円	3,354 円	3,202 円	3,072 円
光ファイバ	3,093 円	3,113 円	2,974 円	2,852 円
FTM	117 円	83 円	72 円	64 円
施設設置負担加算料	170 円	158 円	156 円	156 円
乖離額 <sup>※5</sup>	▲177 円	+40 円	+108 円	±0 円
うち災害特別損失	+31 円	+30 円	—	—
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	3,203 円 (▲200 円)	3,394 円 (+191 円)	3,310 円 (▲84 円)	3,072 円 (▲238 円)
激変緩和措置	—	▲235 円	▲195 円	—
適用接続料 (括弧内は前年度からの増減率)	3,203 円 (▲5.9%)	3,159 円 (▲1.4%)	3,115 円 (▲1.4%)	3,072 円 (▲1.4%)
前年度からの増減額	▲200 円	▲44 円	▲44 円	▲43 円
<b>NTT西日本</b>				
1芯当たり単価 <sup>※4</sup>	3,426 円	3,481 円	3,312 円	3,178 円
光ファイバ	3,169 円	3,247 円	3,090 円	2,964 円
FTM	94 円	82 円	70 円	62 円
施設設置負担加算料	163 円	152 円	152 円	152 円
乖離額 <sup>※5</sup>	▲206 円	▲7 円	+213 円	±0 円
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	3,220 円 (▲1,137 円)	3,474 円 (+254 円)	3,525 円 (+51 円)	3,178 円 (▲347 円)
激変緩和措置	—	▲268 円	▲333 円	—
適用接続料 (括弧内は前年度からの増減率)	3,220 円 (▲26.1%)	3,206 円 (▲0.4%)	3,192 円 (▲0.4%)	3,178 円 (▲0.4%)
前年度からの増減額	▲1,137 円	▲14 円	▲14 円	▲14 円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:61 円、西:65 円(H26 年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 H25 年度の数值は、現行接続料算定(H23 年認可申請)の際の予測値。

※4 1芯当たり単価には、乖離額及び災害特別損失を含まない。

※5 H26 年度接続料で調整される乖離額は H24 年度実績値に基づくもの。H27 年度接続料で調整される乖離額は直近の実績値を基に算定した予測値に基づくもの。H28 年度接続料で調整される乖離額は現時点で未定のため 0 円として算定(H28 年度以降の接続料で調整される乖離額の詳細は後述)。

(参考)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTT東日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値 <sup>※</sup> )	2,985 円	2,753 円	2,524 円	2,326 円
	配賦見直し影響額	+395 円	+601 円	+678 円	+746 円
NTT西日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値 <sup>※</sup> )	3,185 円	2,888 円	2,629 円	2,410 円
	配賦見直し影響額	241 円	+593 円	+683 円	+768 円

※ 配賦方法見直し後の接続料単価を基に試算。

■シェアドアクセス方式の接続料<sup>※1※2</sup>

(タイプ1-1)

	平成25年度 <sup>※3</sup>	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>NTT東日本</b>				
1芯当たり単価 <sup>※4</sup>	2,990 円	2,991 円	2,863 円	2,756 円
光ファイバ(主回線部分)	2,626 円	2,690 円	2,574 円	2,475 円
FTM	117 円	83 円	72 円	64 円
施設設置負担加算料	144 円	136 円	135 円	135 円
局外スプリッタ <sup>※5</sup>	103 円	82 円	82 円	82 円
乖離額 <sup>※6</sup>	▲155 円	+34 円	+92 円	±0 円
うち災害特別損失	+27 円	+26 円	—	—
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	2,835 円 (▲178 円)	3,025 円 (+190 円)	2,955 円 (▲70 円)	2,756 円 (▲199 円)
激変緩和措置	—	▲216 円	▲172 円	—
<b>適用接続料</b> (括弧内は前年度からの増減率)	<b>2,835 円</b> (▲5.9%)	<b>2,809 円</b> (▲0.9%)	<b>2,783 円</b> (▲0.9%)	<b>2,756 円</b> (▲1.0%)
前年度からの増減額	▲178 円	▲26 円	▲26 円	▲27 円
<b>NTT西日本</b>				
1芯当たり単価 <sup>※4</sup>	3,061 円	3,047 円	2,895 円	2,777 円
光ファイバ(主回線部分)	2,733 円	2,774 円	2,634 円	2,525 円
FTM	94 円	82 円	70 円	62 円
施設設置負担加算料	141 円	130 円	130 円	129 円
局外スプリッタ <sup>※5</sup>	93 円	61 円	61 円	61 円
乖離額 <sup>※6</sup>	▲179 円	▲7 円	+186 円	±0 円
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	2,882 円 (▲964 円)	3,040 円 (+158 円)	3,081 円 (+41 円)	2,777 円 (▲304 円)
激変緩和措置	—	▲193 円	▲269 円	—
<b>適用接続料</b> (括弧内は前年度からの増減率)	<b>2,882 円</b> (▲25.1%)	<b>2,847 円</b> (▲1.2%)	<b>2,812 円</b> (▲1.2%)	<b>2,777 円</b> (▲1.2%)
前年度からの増減額	▲964 円	▲35 円	▲35 円	▲35 円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 上記のほか、分岐端末回線ごとに回線管理運営費(東:61 円、西:65 円(H26 年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 H25 年度の数值は、現行接続料算定(H23 年認可申請)の際の予測値。

※4 1芯当たり単価には、乖離額及び災害特別損失を含まない。

※5 局外スプリッタは、実績原価方式で算定(H26 年度以降の数值は、現在申請中の H26 年度接続料)。

※6 H26 年度接続料で調整される乖離額は H24 年度実績値に基づくもの。H27 年度接続料で調整される乖離額は直近の実績値を基に算定した予測値に基づくもの。H28 年度接続料で調整される乖離額は現時点で未定のため 0 円として算定(H28 年度以降の接続料で調整される乖離額の詳細は後述)。

(参考)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
NTT東日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値 <sup>※</sup> )	2,629 円	2,410 円	2,215 円	2,050 円
	配賦見直し影響額	+361 円	+581 円	+648 円	+706 円
NTT西日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値 <sup>※</sup> )	2,775 円	2,488 円	2,266 円	2,081 円
	配賦見直し影響額	+286 円	+559 円	+629 円	+696 円

※ 配賦方法見直し後の接続料単価を基に試算。

### 3. シェアドアクセス方式における複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料(いわゆるエントリーメニュー)

本件申請では、現在設定されている平成25年度適用開始分のエントリーメニューに係る接続料が、情報通信審議会・郵政行政審議会答申(「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」)を踏まえた算定方法(※)により、平成26年度適用開始分のものに変更するものである。

※ エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものについては、情郵審同答申を踏まえて算定した割引率に基づき、通常の光信号主端末回線(以下「通常メニュー」という。)に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用される。

開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される通常メニューに係る接続料に加算した料金が適用される。

#### ■エントリーメニューに係る接続料

(タイプ1-1)

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	[参考]現行メニュー (H25年度適用開始分)	
			NTT東日本	NTT西日本
H26年4月1日から H27年3月31日まで に適用する料金 <sup>※1</sup> (接続開始日から1年未満の場合)	2,317円 <▲39円 <sup>※2</sup> >	2,349円 <▲29円 <sup>※2</sup> >	2,356円	2,378円
H27年4月1日から H28年3月31日まで に適用する料金 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	H27年度の通常メニューの 接続料と同額(円 <sup>※3</sup> )	H27年度の通常メニューの 接続料と同額(円 <sup>※3</sup> )	H26年度の通常メニュー の接続料と同額	
H28年4月1日以降 に適用する料金 <sup>※4</sup> (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H28年度の通常メニューの 接続料 <sup>※3</sup> + 503円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H28年度の通常メニューの 接続料 <sup>※3</sup> + 511円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H27年度の 通常メニ ューの接 続料 + 491円(1年 目の低減 額及び低 減額に 係る利息)	H27年度の 通常メニ ューの接 続料 + 518円(1年 目の低減 額及び低 減額に 係る利息)

※1 乖離額調整後の料金。

※2 現行メニューに係る接続料からの低減額。

※3 H27年度以降に適用される通常メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の通常メニューに係る接続料が適用される。

### 4. 本件申請接続料の算定期間(平成26年度～28年度)において生じる乖離額の調整

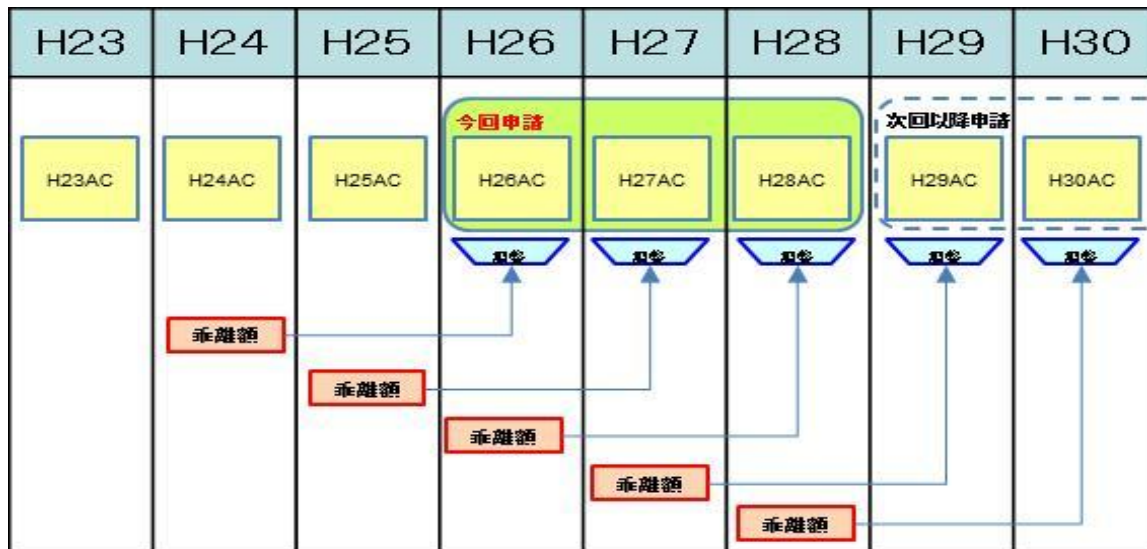
#### (1)概要

本件申請では、現行接続料の算定期間同様、平成26年度から平成28年度までの各年度における費用の実績値と収入の実績値の差額について翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とする乖離額調整の仕組みが以下のとおり盛り込まれている。

## ■調整するタイミング

平成26年度以降、毎年接続料収支の実績値が判明する度に、速やかに調整を行う。具体的には、平成26年度分の接続料収支が平成27年度中に判明した場合、その都度速やか（平成27年度中に、平成26年度分の差額を平成28年度接続料に反映させるための調整（補正申請）を行うこととなる。

（イメージ）



※平成25年度分の乖離額は一部予測値であるため、接続料収支の実績値が出た後にその差額を平成27年度接続料で調整。

※乖離額の調整により、接続料の水準に急激な変動が生じるおそれがある場合には、乖離額を複数の算定期間に分けて調整が行われる。

## ■調整する額

接続料収入の実績値と接続料原価の実績値の差額。

## （2）現行接続料規則における位置づけ

現行接続料規則上、将来原価方式における調整額は 0 と規定（同規則第12条の2第1項）されており、乖離額調整は認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

しかし、現行接続料においては、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成23年3月29日付け情郵審第32号）において、当該接続料算定期間に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。

NTT東西は、本件申請と併せ、将来原価方式においても乖離額の調整を行う目的で、接続料規則第3条ただし書に基づく特別の許可を求める申請を行っている。

上記許可申請は、将来原価方式が、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は、

今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等により変化するため、構造上、予測との乖離が不可避であることを踏まえると、本来、将来原価方式にも乖離額を調整する仕組みが必要であること、IP ブロードバンド通信市場は、特に技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性があること、更に、本件申請においては自社、他社ともに積極的に需要を見積もっていること等から、本件申請接続料の算定期間（平成26年度から平成28年度まで）において生じる乖離額を、事後的に調整するために行われたものである。